

# 第二合衆国銀行における中央銀行機能

寺 地 孝 之

## I. はじめに

資本主義路線に基づく一国の工業化過程の中で銀行を中心とする金融システムの果たす役割は大きく、多くの先進資本主義国では、その中心に中央銀行を設置してシステム全体の調整を図ってきた。ところが、合衆国においては、イニシアル・ステージとしての産業革命を1810年代頃に開始し、その後、次第に工業化過程の進行を加速させ、やがて世界経済の覇権をイギリスから奪取するまでの期間のうち、その大半を中央銀行なしで済ませてしまったのである。つまり、「中央銀行不在の工業化」という意味で例外的な工業化を遂げた合衆国にとって、中央銀行とは何か、検討されるべき問題は多数存在するが、さしあたって、建国間もない1791年から1836年までの間に存在した第一合衆国銀行と第二合衆国銀行の分析が、合衆国における中央銀行の在り方を問う上での出発点となる。

第一合衆国銀行は、1791年に設立されたが1811年に特許の更新が認められず個人銀行に転換した。その後、英米戦争（1812-14年）を経て1816年に第二合衆国銀行が設立された。しかし、この銀行も、1836年に、かつての銀行と同様に特許の更新を拒否され、州法銀行への転換を余儀なくされた。そして、1837年に合衆国は厳しい恐慌を経験する。この恐慌に関してマイヤーズ（M. G. Myers）は、もし「何らかの中央集権化された金融統制」が実施されていれば、1837年恐慌はこれほど厳しい結果には終わらずに済んだであろうとの見解を表明して

いる。果して、1837年恐慌は、第二合衆国銀行が廃止されていたがゆえにより一層激化したのであろうか。つまりここに、第一合衆国銀行と第二合衆国銀行は、その存続期間において中央銀行としての何らかの機能を発揮し金融統制を行っていたのかどうか、そして、もし統制を行っていたとすれば、その統制の除去が、1837年恐慌をはじめとして、その後の合衆国経済になんらかの影響を与えたのかどうかという問題が存在する。これに関して、第一合衆国銀行が中央銀行機能を有していたかどうかについては、既に検討を行った。従って、本稿では、さらに進めて第二合衆国銀行に焦点を当て、同行の中央銀行としての機能とその政策能力を検討する。<sup>1)</sup>

## II. 合衆国銀行の廃止と再開

1791年に設立された第一合衆国銀行の特許状に基づく営業期間は20年で、1811年には満了することになっていた。そのときが近づくにつれて、特許を更新して同行を存続させるべきかどうかについての議論が活発になった。「議会における銀行更新の議論は、おもに銀行の合憲性と利便性という二つの問題に集中した<sup>2)</sup>。」が、その根底に連邦主義と州権主義との対立が横たわる合憲性の問題が次第に前面に押し出され、そのため、第一合衆国銀行がこれまでに果たして来た役割とか、あるいは同行を失った場合の経済的影響といったような「重大な経済問題は、議論の中でごまかされた<sup>3)</sup>。」のである。

こうした中で、同行は1808年に特許更新の請願書を議会に提出した。これに対して、中部及び南部の商人、銀行業者は、反連邦主義という政治的土壌の中で、同行の州法銀行に対する貸出、発券の抑制への反感から特許更新に反対した。すなわち、政府資金の第一合衆国銀行への独占的預託は州法銀行の貸出を

- 
- 1) 以上の問題設定の詳細については、拙稿「第一合衆国銀行における中央銀行機能」『商学論究』(関西学院大) 37巻, 1・2・3・4号合併号, 1989年, 523-25頁を参照。
  - 2) J. T. Holdsworth and D. R. Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, Government Printing Office, 1910, p. 90.
  - 3) M. G. マイヤーズ (吹春寛一訳) 『アメリカ金融史』日本図書センター, 1979年, 93頁。

抑制していたし、預託資金に基づく政府支出が第一合衆国銀行券を以て行われることによって、州法銀行券の流通力が低下していたからである。もちろん、第一合衆国銀行の影響がなければ流通過程にある銀行券の質は全体として一層劣悪なものになっていたであろうが、「その事態は、地方銀行によっては、必ずしもよく理解されていなかった。<sup>1)</sup>」しかし、ニューイングランド諸州を中心とする大都市における大銀行は、「かれらが合衆国銀行から受けるところの援助と同銀行が金融市場を安定させ、わが国のあらゆる地域へ送金するというその用役を認めていた。<sup>2)</sup>」そのため、例えば、1810年にフィラデルフィアの4州法銀行は特許更新に賛成の意を表明し、続いて同市商工会議所は特許更新の請願書を議会に提出した。また、ニューヨーク銀行も翌1811年に同様の請願を行った。<sup>3)</sup>このことは、第一合衆国銀行がニューイングランド諸州においてはある程度「銀行の銀行」という中央銀行としての機能を発揮していたこと証明してはいるものの、同時にまたその機能が全国的規模では十分に作用していなかったことをも証明しているのである。<sup>4)</sup>

1811年1月に下院で特許更新の賛否を問う投票が行われたが、その結果は65対64の1票差で特許の更新が否決された。しかし2月の上院の投票では17対17の賛否同数となり、ギャラティン(A. Gallatin)の政敵であった副大統領クリントン(G. Clinton)の反対投票を以て第一合衆国銀行の廃止が決定した。その後同行は、直ちに2年間の限定期間での更新を請願したが、特別委員会による審議の結果拒否され、同年3月3日を以て営業を停止した。<sup>5)</sup>営業停止後の精算は

1) 2) マイヤーズ、前掲書、92頁。

3) Holdsworth and Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, pp. 83-85.

4) 第一合衆国銀行における「銀行の銀行」としての限界については、前掲拙稿、538-40頁を参照。

5) *Ibid.*, pp. 97-98. さらに同行は、同年3月にペンシルヴァニア州に対して州法銀行の特許を申請するがこれも拒否され、最終的に同年5月、当時同行の筆頭株主となっていたジラード(S. Girard)の個人銀行the Girard's Bankとして再生した。同行は、1812年5月に開業し、資本金は130万ドルであった。第一合衆国銀行の行員はこの銀行によって再雇用され、顧客もその殆どがこの銀行に勘定を開設した。第一合衆国銀行が解散した後、直ちにこのような方法で同行が設立されたことは、解散後の経済的混乱を回避する上で大きな役割を果たしたといえる。同行は、前身の地位を生かして対政府融資を実行するなど優れた業績を残し、ジラードが他界する1831年まで営業を続けた。*Ibid.*, pp. 98-100, pp. 102-105.

迅速かつ順調に行われた。6ヶ月間で約700万ドルの貸付と割引が回収され、また約360万ドルの銀行券も回収されたが、一方で正価残高はそれほど減少しなかった（第1表）。

第1表 第一合衆国銀行の精算過程

[ドル]

年月日	貸付・割引	正貨	公的預金	民間預金	未収銀行券
1811.1.1.	17,759,001	5,317,885	6,474,402	3,855,402	6,070,153
1811.5.1.	14,587,134	4,835,702	2,874,833	3,583,596	6,552,875
1811.9.1.	7,152,786	4,500,527	322,349	448,112	2,963,209
1812.5.1.	3,792,795	6,116,776	81,517	223,442	1,070,459

出所：Minority report (Ways and Means Committee) on Renewal of the Deposits, March 4, 1834, 23d Cong., 1st sess., No. 313 quoted in J. T. Holdsworth and D. R. Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, Government Printing Office, 1911, p. 107.

このように銀行自身の解散は予想以上に順調に行われたが、一方、同行の解散は、政府と銀行業界を中心に、その外部に対して多大の影響を及ぼした。合衆国は、同行の解散の直後1812年に英米戦争に突入した。この戦争は、合衆国の西部への膨張に危機感を覚えたインディアン諸部族による自己防衛のための部族連合の動きをあたかもイギリスやスペインの差し金であるかのように宣伝した西部・南部出身の「タカ派 (war hawks)」による対英強硬論に押されたマディソン (J. Madison) 大統領のもとで開始された戦争であった。戦争の遂行にあたっては戦費調達が必要となるが、政府はもはや「政府の銀行」を自ら葬っていた。従って、税収に頼るにしろ、あるいは公債の発行による借入を行うにしろ、その仲介は州法銀行によって行われるより他なかった。政府はその資金をいくつかの州法銀行に分散して預託し、また徴税も州法銀行へ委託したが、州法銀行はお互いに他行の銀行券の受け入れを拒否するなどして、政府財政は<sup>2)</sup> 混乱を極めた。

また、州法銀行自体、1811年の88行から1816年の246行まで増大していた。州

1) 英米戦争の概略については、有賀 貞・大下尚一編『概説アメリカ史—ニューワールドの夢と現実—』有斐閣、1979年、67-70頁を参照。

2) B. Hammond, *Banks and Politics in America from the Revolution to the Civil War*, Princeton University Press, 1957, pp. 227-30.

法銀行には発券の自由が認められていたので、銀行券の流通量も当然のごとく同じ期間中に2,270万ドルから6,800万ドルまで増大した。しかし、銀行券を保証する正価保有高は960万ドルから1,900万ドルまでしか増加しなかったため、結果として、準備率は42.3%から27.9%まで低下した<sup>1)</sup>。要するに「合衆国銀行の有効な統制能力はもはや存在せず、発券量が必要以上に増大した<sup>2)</sup>。」ために合衆国全体の銀行券の質が低下したのである。こうした状況の中で、1814年には、イギリスによるワシントンへの攻撃が原因となって、同市とボルティモアで正価支払いが停止し、その後ニューイングランド諸州の一部を除く全国で州法銀行に対する正価の取り付けが始り、各行は正価支払いの停止を宣言した<sup>3)</sup>。

このように、1811年の第一合衆国銀行の解散から僅か3年も経たぬうちに貨幣市場が混乱したために、類似の機関をもう一度設立すべきであるとの声が高まったのは当然の帰結であった。その最初の動きは、1814年のニューヨーク州による請願で、資本金3,000万ドルのナショナル・バンクの設立を求める内容であった。これに続いて様々な計画案が提出され、これらは「方法と手段に関する委員会 (the Committee on Ways and Means)」で検討された。そして、1814年に財務長官に就任したダラス (A. J. Dallas) は、唯一の打開策が国立銀行の設立であることを言明し、彼の意見を取り入れた銀行設立のための法案が1816年1月に議会へ提出された<sup>4)</sup>。同案は、同年3月に下院を、4月に上院を通過したが、

- 1) A. Gallatin, *Considerations on the Currency and Banking System of the United States*, Care & Lea, 1831, repr., Greenwood Press, 1968, p. 45. なお、ギャラティンは1816年における州法銀行の通貨量を6,800万ドルであったとしているが、当時の財務長官クロフォード (W. Crawford) は、1億1,000万ドルであったとしている。 *American State Papers, Finance*, III, p. 495, quoted in L. M. Schur, "The Second Bank of the United States and the Inflation after the War 1812," *The Journal of Political Economy*, vol. 53, No. 2, 1945. p. 119.
- 2) Gallatin, *Considerations*, p. 44.
- 3) *Ibid.*, p. 42. R. C. H. Catterall, *The Second Bank of the United States*, The University of Chicago Press, 1903, pp. 4-5.
- 4) 当時は、ダラス案の他に、カルフーン (J. C. Calhoun) 案が提案されるなどしたために、銀行設立案の調整が続いた。また、1815年1日にはじめて銀行設立のための法案が議会を通過したが、このときはマディソン大統領の拒否権発動により廃案となった。 Holdsworth and Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, pp. 149-52. 奥田 勲『米国銀行制度発達史』内外出版、1926年、復刻版、有明書房、1988年、40頁。

その過程の中で、「議会における議論が、合憲性の問題に殆ど注意を払わなかったことは注目に値する。マディソン大統領でさえも、時間と判決がこの著しい意見の相違を解決したものと認めていた。<sup>1)</sup>」いかに合衆国経済の窮状打開が緊急を要していたとはいえ、かつて活発に行われた第一合衆国銀行の合憲性に関する議論は、単に利害の対立から生じた底の浅いものだったのである。最後にマディソン大統領の署名を受け、4月10日「合衆国銀行出資者加入に関する法律 (An act to incorporate the subscribers to the Bank of the United States)」として第二合衆国銀行 (The Second Bank of United States) の特許状が発効した。<sup>2)</sup>

以下、特許状に基づいて第二合衆国銀行の基本構造を整理しておこう。特許期間は20年を与えられた。資本金は3,500万ドルで、その調達は額面100ドルの株式を以て行われた。そのうち5分の1に相当する700万ドルが政府出資とされた。また、5分の4に相当する2,800万ドルについては、個人、法人、各種自治体の出資を募るものとされた。なお、資本の払い込みは、総額の4分の1を正貨で、4分の3を国債で行うこととされた。経営は25名の取締役を以てあたることとされ、内5名は任期1年で大統領の指名によるものとされた。残り20名は株主の中から選出された。投票権は所有株数に応じて決められたが、一人あたりの上限は30票であった。銀行の取引対象は、為替、金、銀、貸付の抵当としての商品に限定され、民間企業の株式の取り扱いが禁止された。100ドル

1) マイヤーズ、前掲書、107頁。また、Hammond, *Banks and politics*, p. 233も参照。

2) 下院80対71、上院20対12で可決した。Holdsworth and Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, p. 152。特許状の全文は、*Ibid.*, pp. 267-81に掲載。なお、この特許状からもわかるように、銀行の正式名称は「合衆国銀行 (the bank of the United States)」であって、「第一」、「第二」という形容のついた名称は、区別のための通称である。例えば、1830年ころに原稿が作成されたと考えられるギャラティンの著作では、第一合衆国銀行を「かつての合衆国銀行 (the former bank of the united states)」、第二合衆国銀行をそのまま「合衆国銀行」と表記して区別している。A. Gallatin, *Considerations*, p. 42。しかし、1837年に出版されたヒルドレス (R. Hildreth) の著作では、第13章が「第一合衆国銀行」、第15章が「第二合衆国銀行・正貨支払いの再開」となっており、「第一」と「第二」の形容によって両者を区別している。R. Hildreth, *The History of Banks*, Hilliard Gray & Company, 1837, repr., Augustus M. Kelley Publishers, 1968。

以下の手形、銀行券については要求払いとされ、それ以上の額面についても60日を限度とした。なお、額面5ドル以下の銀行券の発行は禁止された。対政府貸付は、50万ドルを上限とした。また、対州政府貸付については5万ドルを上限とした。銀行は、1週につき1度、財務省へ経営内容に関する報告書の提出が義務づけられた。また、財務長官は各種帳簿類の閲覧の権限を有した。正貨支払いの停止は禁止された。万一正貨の支払いを拒否する場合には、その期間中ペナルティとして12%の利子を支払うことが義務づけられた。銀行は以上のような特許を受ける見返りとして、政府に150万ドルの特別配当金を支払うこととされた<sup>1)</sup>。

第一合衆国銀行と第二合衆国銀行を比較したのが第2表である。特許期間は、20年で同じである。資本金額は3.5倍に増額された。英米戦争のために1810年代に進行したインフレーションを加味しても<sup>2)</sup>、規模の拡大とそれに基づく経営の安定が図られたといえる。逆に株式額面価格は4分の1に引き下げられたが、これは、「より幅広い所有を奨励せんがためであった。」<sup>3)</sup>政府の株式所有割合は20%で同一である。しかし、その一方で政府貸付の上限は5倍増の50万ドルに引き上げられた。また、政府選出取締役の条項が加えられたこと、特別配当金の支払いが義務づけられたこと、議会の調査権が明記されたことなど、政府との関係はかなり強化されたように思われる。しかし、第一合衆国銀行と第二合衆国銀行は、それぞれの特許状から比較する限り全体として極めて類似しており、規模の点を除いてとくに特徴的な相違点は存在しない。つまり、その限りにおいて第二合衆国銀行は、イングランド銀行を模倣したハミルトン

1) Holdsworth and Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, pp. 152-55.

2) 1910-14を100とする卸売物価指数で、1811年は126、その後1814年の182を経て、1816年は151であった。しかし、1967年を100とする消費者物価指数では、1811年の50から、1814年の63を経て、1816年には51となった。いずれにせよ、当時のインフレーションは1814年をピークとして1816年には収束傾向にあった。U. S. Department of Commerce, Bureau of Census, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970*, 1975, repr., Kraus International Publications, 1989, Part 1, pp. 201-2, pp. 210-11.

3) マイヤーズ, 前掲書, 107頁.

第2表 第一合衆国銀行と第二合衆国銀行：特許内容の比較

	第一合衆国銀行	第二合衆国銀行
設立目的	国家財政の成功裡の運営 危急時における政府資金の調達 貿易と産業への貢献	—
特許期間	20年 (1791-1811年)	20年 (1816-36年)
資本金	1,000万ドル	3,500万ドル
株式額面価格	400ドル	100ドル
株式募集方法	大統領指名による3名で監督 フィラデルフィアで公開	全国18か所で公開
株式の政府による 所有もしくは引受	200万ドル (資本総額の20%)	700万ドル (資本総額の20%)
株式の所有制限	1人あたり1,000株 (40万ドル)	1人あたり3,000株 (30万ドル)
個人応募による払い込みの方法	25%は金もしくは銀 75%は国債	25%は合衆国もしくは諸外国の金・銀貨 75%は国債
所有資産の上限 (資本金を含む)	1,500万ドル	5,500万ドル
不動産所有に関する制限	事業の遂行上必要な土地、不動産 その他に、抵当として所有する不動産	—
事業の開始	正貨40万ドルの払い込みがありしだい	840万ドル相当の正貨及び国債を受領し、取締役の選出をしてから
債務の上限	1,000万ドル	3,500万ドル
利子率	貸付・割引については6%以下	—
政府貸付	連邦政府：10万ドルまで 州政府：5万ドルまで 外国政府：法的承認が必要	連邦政府：50万ドルまで 州政府：5万ドルまで 外国政府：法的承認が必要
取締役の定員	25名	—
取締役の選出	株主による選挙 得票数の上位者が就任	20名は株主による選挙 5名は政府による任命
取締役の資格	株主たる合衆国市民	株主たる合衆国在住市民
株主による投票	1~2株=1票 2~10株=2株毎に1票 11~30株=4株毎に1票 31~60株=8株毎に1票 61~100株=8株毎に1票 101株~ =10株毎に1票 1人につき30票を上限とする	—
銀行券の額面単位	—	5ドル以上
支店の設置	合衆国内 支店では割引と預金業務のみ	合衆国内 2000株の応募により開設 他行を代理店に指名してもよい
支店の運営	本店と同一条件、同一方法による	各支店には7名以上13名以下の取締役をおく
政府の監督	1週1回の割合で財務省が実施 財務諸表の検閲 但し、個人口座の公開は必要としない	—
議会の調査権限	—	議会は調査権を有す
政府預金	—	銀行は合衆国政府の預金を受け入れる
政府の銀行券に対する取り扱い	兌換銀行券は、合衆国に対する全ての支払いにおいてこれを受け入れる	—
政府公金の移転	—	合衆国内の公金移転、及び債務の支払いを独占する
特権の独占	本行の存続中は、他の同種の銀行の設立を認めない	—
特別配当金	—	政府に対し150万ドルを支払う

出所：An act to incorporate the subscribers to the Bank of the United States (Feb. 25, 1791) in *The First and Second Bank of the United States*, J. T. Holdsworth and D. R. Dewey, Government Printing Office, 1910, pp. 126-30, An act to incorporate the subscribers to the Bank of the United States (Fourteenth Congress, first session, chapter 44, 1816) in *ibid.*, pp. 267-81, *ibid.*, pp. 164-75 より作成。



案に基づく第一合衆国銀行の再建に過ぎなかった。<sup>1)</sup>

特許状にその設立目的は明示されていなかったが、第二合衆国銀行には「正貨支払いを再開し、州法銀行を統制し、健全かつ統一的な通貨を供給する<sup>2)</sup>」ことが期待されていた。1816年4月に特許を受けた同行は、1817年1月に本店をフィラデルフィアに設置して営業を開始した。初代頭取は、フィラデルフィア出身の商人、ジョーンズ (W. Jones) であった。同年10月までには、19の国内主要商業都市への支店設置が決定された。<sup>3)</sup> 同行にとって最初の仕事は、1816年以来依然として停止したままになっていた州法銀行の正貨支払いを再開することであった。

同行は、次のような経緯で正貨支払い再開の問題に関わっていった。すなわち、財務省は、当時の通貨混乱に対する解決策は州法銀行における正貨支払いの再開しかないと考えていたので、1816年以降ダラスは二度にわたり州法銀行に対して正貨支払いの再開を説得するが失敗した。そして、州法銀行は、第二合衆国銀行の支援なしには再開が不可能であること、従って1817年7月まで再開を延期して欲しい旨、彼に依頼した。ダラスの後任として財務長官となったクロフォード (W. H. Crawford) は、さらにもう一度、1817年2月1日を期限と

- 
- 1) 第一合衆国銀行とイングランド銀行の類似性については、前掲拙稿、533-35頁。
  - 2) Catterall, *The Second Bank of the United States*, p. 430.
  - 3) 支店設置が決定された都市は、ポーツマス (ニュー・ハンプシャー州)、ボストン (マサチューセッツ州)、プロビデンス (ロード・アイランド州)、ミドルタウン (コネティカット州)、ニュー・ヨーク (ニュー・ヨーク州)、ボルティモア (メリーランド州)、ワシントン D. C., リッチモンド (ヴァージニア州)、ノーフォーク (ヴァージニア州)、チャールストン (サウス・カロライナ州)、サバンナ (ジョージア州)、ニュー・オリンズ (ルイジアナ州)、シンシナティ (オハイオ州)、チリコッセ (オハイオ州)、レキシントン (ケンタッキー州)、ルイビル (ケンタッキー州)、ピッツバーグ (ペンシルベニア州)、フェイエットビル (ノース・カロライナ州)、オーガスタ (ジョージア州) の19都市であった。これによって14州が営業テリトリーとなったが、その後閉鎖された支店もある。さらに、その後以下の8支店が追加された。モービル (アラバマ州) [1826年]、ナッシュビル (テネシー州) [1827年]、ポートランド (メイン州) [1828年]、セント・ルイス (ミズーリ州) [1829年]、バッファロー (ニュー・ヨーク州) [1829年]、バーリントン (バーモント州) [1830年]、ユーティカ (ニュー・ヨーク州) [1830年]、ナチェズ (ミシシッピ州) [1831年]。Holdsworth and Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, pp. 194-96.

して再開するように説得を試みるがこれも失敗に終わった。これに懲りた彼は、この問題の解決を第二合衆国銀行の手に委ねた。同行も、正貨支払いの再開こそが、より一層の通貨混乱を回避する上で重要であると考えたので、自発的にこの問題に取り組んだ。1817年2月1日、同行はフィラデルフィア、ニューヨーク、ボルティモア、リッチモンドの州法銀行の代表者を同行に招いて再開を要請した。そして、第二合衆国銀行は州法銀行に預託された公金についての政府に対する責任を直ちに引き受ける一方で、州法銀行からの公金の移転は7月1日まで行わない、州法銀行に対する第二合衆国銀行の債務は後者の貸付が600万ドルに達するまで支払請求を行わない、第二合衆国銀行と州法銀行は緊急時には相互に援助する、等の内容を持つ妥協案を第二合衆国銀行が提示することによって、1817年2月20日から東部大都市部における正貨支払いの再開が合意されたのであった。この合意は州法銀行にとって圧倒的に有利な内容であったが、第二合衆国銀行もまた正貨支払いの再開こそが唯一の解決策という財務省の理論を信用したのである。<sup>1)</sup>しかし、いくら制度的に強制して正貨の支払いを再開させようとしても実際には実現不可能であって、それを実現するためには、貸付額の縮小と流通銀行券の縮小が実現されなければならない。ところが、同行はこうした方策を推し進める一方で、自ら巨額の融資を実行して全体としてのマネーサプライを増加させるという矛盾した経営を実行したのである。なお、西部と南部を中心とする中小の銀行は、依然として正貨支払いを停止したままであった。いずれにせよ「合衆国銀行に課せられた正貨支払いを主導するという責務は、地方銀行にとっては不愉快なものであった。<sup>2)</sup>」

開店当初の第二合衆国銀行の経営は、極めて不安定であった。特許状に従えば、資本金3,500万ドルのうち、国債によって払い込まれる政府分700万ドルを除いて、残り2,800万ドルは、個人、法人等による応募によって調達することに

---

1) Catterall, *The Second Bank of the United States*, pp. 24–26. Schur, “The Second Bank of the United States,” pp. 119–20.

2) Holdsworth and Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, p. 163.

なっていた。そして、個人、法人等の払い込みは6ヶ月毎に3回の分納で、1年間で完了する取り決めであった。すなわち、1株100ドルあたり、先ず第1回目にそのうち5ドルを正貨で、25ドルを正貨もしくは国債で払い込み、6ヶ月後に第2回目として10ドルを正貨で、25ドルを正貨もしくは国債で、そして最後に第3回目として、10ドルを正貨で25ドルを正貨もしくは国債で払い込み、合計100ドルの払い込みを完了するという方法が採られた。しかし、この当時正貨には8%程度のプレミアムがついており、株主は払い込みを遅らせて株式配当金の受領資格を失っても正貨を地金市場で運用した方が有利であったために、払い込みは遅々として進まなかった<sup>1)</sup>。そこで、同行は、1816年12月に自行銀行券を含む兌換可能な銀行券を正貨の代替物として認めると共に、株主対象の貸付を実施するという方策を実施した。当初は、国債を担保とする60日手形による融資であったが、次第に条件が緩和され、1817年8月には、担保がなくても保証人が2人あれば、合衆国銀行株1株につき125ドルまでを融資することが承認された。また融資期間は、借り換えを継続することにより4~6ヶ月が通常となった。その結果1人で数十万ドルの融資を受ける株主が現われ、中には1人で180万ドルの融資を受けたものもあった。そして、1818年には、この方式による貸付の残高が約1,125万ドルにのぼった。この自行銀行券を貸し付けて自行の資本金に充てるという「抜け道」のために、第2回目まで遅滞の目立った払い込みも、3回目には2回目までの遅滞分も埋め合わせて順調に完了し、ここに極めて内容の悪い資本金の払い込みが開店後1年間で完了したのであった<sup>2)</sup>。

こうして、合衆国銀行の経営基盤は極めて脆弱な内容となり、2,200万ドル超の債務に対して、正貨準備は僅かに240万ドルという状態であった。かろうじて政府預金800万ドルを以てその経営を維持していたのであり、州法銀行に正貨支払いの再開を迫るところか自行がいつ支払いを停止しても不思議ではない状

1) *Ibid.*, pp. 175-78.

2) *Ibid.*, pp. 178-80, pp. 204-10.

態であった。そして、ボルティモア支店の職員による不正事件を契機として、1819年にジョーンズは辞任した。確かに、彼の放漫な経営は、国会で特許停止が議論されるまでに同行を経営危機に追いやったが、彼の寛大な貸付にも全く根拠がなかったわけではなく、英米戦争後の国内外の景気拡大を刺激するために意識的に金融緩和策を講じたとの見方もできないわけではない。<sup>1)</sup>

後任として、1819年3月に第2代頭取チーヴス (L. Cheves) が就任した。チーヴスは、同行の経営立て直しのため、保守的かつ縮小的な経営を遂行した。彼は、賃金を含む経費節減に努め、未収貸付金を回収し、新規貸付を制限し、銀行券の発行額を削減した。とくに、銀行券は1818年の830万ドルから20年の360万ドルまで削減されたために、西部と南部では合衆国銀行券が殆ど流通しなくなるほどであった。これら一連の方策の結果、同行の経営は健全性を回復したが、株主に対する融資についても期間60日で更新を認めないなどの厳しい措置を導入したために彼らの反発を買い、チーヴスもまた1823年に辞任した。<sup>2)</sup>

同年、すでに1819年から政府任命の取締役として経営に参加していたビドル (N. Biddle) が、第3代の頭取として就任した。彼が就任してからかの有名な「銀行戦争 (bank war)」が開始されるまでの約7年間は、第二合衆国銀行の全盛時代であった。ハモンド (B. Hammond) は、この1823年から1830年までの期間を同行における「中央銀行業の時代」と呼んだ。<sup>3)</sup> この期間中のビドルの経営は、次節における中央銀行機能の分析においてその主たる対象となるであろう。なお、第3表は、第二合衆国銀行の主要指標を示している。チーヴスの保守的経営に比較して、ビドルが拡張的経営に努めたことを読み取ることができる。

1) マイヤーズ、前掲書、109-10頁。

2) *Ibid.*, pp. 220-27. 奥田、前掲書、49頁。

3) Hammond, *Banks and Politics*, p. 300. また、1834年にフランスの旅行家シェヴァリエ (M. Chevalier) は、彼の『北アメリカ書簡 (*Letters sur l'Amerique du Nord*)』の中で合衆国銀行を「中央銀行 (banque centrale)」としてヨーロッパに紹介したとされる。マイヤーズ、前掲書、112-13頁。

第3表 第二合衆国銀行の主要指標

[(1)~(5) : 1,000ドル, (6) : %]

年	貸付・割引 (1)	正 貨 (2)	銀行券 (3)	預 金 (4)	公的預金	準 備 率 (6)
					(5)	
1817	13,485	1,724	1,911	11,232	10,180	90.2
1818	41,182	2,516	8,339	12,279	7,370	30.2
1819	35,786	2,667	6,564	5,792	2,856	40.6
1820	31,401	3,393	3,589	6,568	3,560	51.7
1821	30,905	7,643	4,567	7,924	2,928	96.8
1822	28,061	4,761	5,579	8,073	2,616	85.3
1823	30,736	4,425	4,361	7,625	4,275	101.5
1824	33,432	5,814	6,068	13,701	10,181	95.8
1825	31,813	6,747	9,475	12,032	6,702	71.2
1826	33,425	3,960	8,549	11,213	5,769	46.3
1827	30,938	6,457	9,856	14,319	8,982	65.5
1828	33,683	6,170	11,902	14,496	8,354	51.8
1829	39,220	6,098	12,924	17,061	10,697	50.4
1830	40,664	7,608	16,251	16,045	9,654	46.8
1831	44,032	10,808	21,356	17,296	9,131	50.6
1832	66,294	7,038	17,518	20,696	12,589	40.2
1833	61,696	8,952	19,208	20,270	12,752	46.6
1834	54,911	10,039	17,340	10,764	4,030	57.9
1835	51,809	15,708	23,075	10,465	2,621	68.1
1836	59,232	8,418	11,448	4,996	627	73.5
1837	57,394	2,638	6,768	2,332	—	39.0

注：①各年，1月1日現在。但し，(4)，(5)の1817年は2月1日，1818年は3月1日現在。

②準備率 = (正貨 / 銀行券) × 100。

出所：(1)，(2)，(3)，及び(4)の1837年のみ：U. S. Department of Commerce, Bureau of Census, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970, 1975, repr.*, Kraus International Publications, 1989, Part 2, p. 1018.

1837年を除く(4)，(5)：R. C. H. Catterall, *The Second Bank of the United States*, the University of Chicago Press, 1903, p. 503.

### Ⅲ. 中央銀行機能の検証

われわれは、かつて第一合衆国銀行の中央銀行機能を検討した際に、中央銀行を規定する条件として、(1)発券独占銀行であること、(2)政府の銀行であること、(3)銀行の銀行であること、(4)その国の最後の貸し手 (lender of last resort) であること、そして以上(1)から(4)までの条件を備えた上で、(5)金融政策の運営主体であること、という5つの条件を挙げ、それぞれについての完成度、あるいは到達度を検討した<sup>1)</sup>。本稿においても、同一の手法を用いて第二合衆国銀行の内容を検討する。

(1) 「発券の独占」について。第二合衆国銀行は発券独占銀行ではなかった。つまり、第一合衆国銀行と同様に発券の独占は特許状に盛り込まれず、州法銀行は自由に自行の銀行券を発行できた。第一合衆国銀行の時代には、その設立時の1711年に4行、特許期間が終了した1811年で89行しか州法銀行が存在しなかったから、流通銀行券全体に占める合衆国銀行券の割合はまだ高かった。例えば、1811年の段階で、州法銀行券の流通高が22,700,000ドル、第一合衆国銀行のそれが5,400,000ドルであったから、合計流通高は28,100,000ドル、第一合衆国銀行券の占有率は19.2%であった。これに対して、第二合衆国銀行の場合、設立時の1816年には、合衆国銀行不在の間に州法銀行が急増したために、その数は246行になっていた。そして、特許期間終了時の1836年には、さらに567に増加していた。同様の方法で1836年における第二合衆国銀行券の占有率を計算すると、州法銀行券の流通高140,301,038ドルに対して第二合衆国銀行券のそれが23,075,422ドルであったから、合計163,376,460ドルとなり、その占有率は14.1%であった<sup>2)</sup>。

しかし、第二合衆国銀行の特許状の第14項は、「当該会社 (= 第二合衆国銀行-

1) 前掲拙稿, 536-42頁。

2) J. J. Knox, *A History of Banking in the United States*, Bradford Rhodes & Co., 1900, pp. 309-11.

引用者-)の紙幣,あるいは銀行券は,その発行時点から兌換をなし得るものであり,要求があり次第これを行う.そして,議会立法による指示がない限り,合衆国に対する全ての支払いについて同銀行券を受領する。」と定めた.これによって,同行の銀行券は,国家への租税の納入に関してその使用が無制限に承認されるという法貨としての必要条件を備え,これを独占した.さらに,国家的強制力によって国内の全ての債権債務関係の決済において受領されるという法貨としての充分条件についてはどうであろうか.発券の独占が認められていなかったもので,全ての債権債務の決済が合衆国銀行券によって行われるということは到底あり得ないが,キャテラルの見解に従えば,「第二合衆国銀行の発券量は,1826年から5年間で倍増した.このことによって,同行の銀行券は事実上国民的なものとなって,同行の設立目的を達成した.<sup>1)</sup>」とされる.従って,第二合衆国銀行券は,今日的な意味での法貨としての地立をかなりの程度獲得していたといえよう.

(2) 「政府の銀行」について.第二合衆国銀行の特許状は,合衆国政府の資金を同行の本店並びに支店に預託すること,これを無償で全国各地へ移転すること,連邦議会の要請があれば政府への貸付を行うこと,国債に対する元利支払いを代行すること,等を定めていた.<sup>2)</sup>但し,合衆国銀行の支店が存在しないところではこの政府資金の預託義務は生じなかったもので,同行の開業当初,そういう地域では,財務省が自らの裁定で当該地域の州法銀行を選んでそこに預託していた.財務長官クロフォードは,同行が唯一単独の政府資金預託機関であることを望んだが,同行は単に税務官に便宜を図るためだけの支店設立には進んで着手しようとしなかった.しかし,政府側にしてみれば,政府資金の預託のために税務官が年に数回遠方の同行支店に出向いたり,あるいは現金を手許に保管しておいたりするという危険な行為を継続するわけにもゆかないの

1) Catterall, *The Second Bank of the United States*, p. 406.

2) 特許状の第5項,第14項,第16項. Holdsworth and Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, p. 270, p. 278.

で、1817年には同行と財務省との間で合意が成立し、①政府資金は州法銀行を仲介として最終的に合衆国銀行へ預託する、②その仲介のための州法銀行の選択は合衆国銀行が行う、という合意が成立した。しかし、1818年、財務省が州法銀行を経由した貨幣、すなわち州法銀行券の兌換は合衆国銀行の責任に帰するとの通告を行ったために、合衆国銀行によってこの合意が破棄された。この結果、その後政府資金の預託は合衆国銀行の本支店と各地の複数の州法銀行との二本建てで行われることとなり、合衆国銀行による「政府の銀行」としての地位の独占は崩れた。この種の州法銀行の数は、合衆国銀行による州法銀行規制策によって次第に減少したが、それでも1834にジャクソン大統領による預託資金の引き揚げが行われたときに13行存在していた<sup>1)</sup>。

第3表(5)は、第二合衆国銀行存続期間中の政府預託資金残高の推移を示している。この表から、預託資金の引き揚げが行われた1834年以降を除き、最高で1,280万ドル、最低で290万ドルと約1,000万ドルの幅で残高が激しく変動していることがわかる。こうした変動は、おそらく同行の貸付政策等に対して深刻な攪乱要因になったと考えられる。また、営業上はその必要がなくても、財務省の要請によってやむなく支店を設置する場合もあった。このように、政府の預託資金については付利の必要がなかったので、それ自体は同行にとって収益的であったろうが、同行の経営全体にとって必ずしもメリットばかりを提供してくれるものではなかったと考えられる<sup>2)</sup>。

次に、公金の移転については、政府によって巨額の資金が事前の通告なしに突然引き出されることが第二合衆国銀行にとって問題であった。先ず1817年に、通常取引を除く巨額の引き出しの場合には事前に通告を行うことで合意が成立した。しかし、各支店における政府預託資金の残高とは関わりなく、政府が各支店でそのときに必要な金額を引き出すことは、同行にとって依然として問

1) Catterall, *The Second Bank of the United States*, pp. 453-77. 楠井敏朗「アメリカ産業革命と金融構造—19世紀前半のアメリカ資本主義の構造把握のための視点—」『経済学論集』(東京大), 35巻4号, 1970年, 108-10頁。

2) Holdsworth and Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, pp. 211-16.



題を残した。そこで、1919年、預け入れ支店と払い出し支店が異なる場合については事前の通告を行うことで合意し、さらにその預け入れ支店と払い出し支店の距離によって通告から払い出しまでの期間が詳細に定められた。なお、1815年から27年の期間における政府資金の年平均移転額は、約2,800万ドルであった。<sup>1)</sup>

その他、合衆国銀行の銀行券は、さしあたって、関業直後から英米戦争で累増した政府債務の返済のための優良な支払手段として活用されたし、また、1817年1月には特許状で規定された上限である50万ドルの緊急融資が政府に対して行われている。<sup>2)</sup> さらに、1825年の秋に700万ドルの国債の満期が到来した際には、これを返済せず借り換えることとし、政府はそれを合衆国銀行に委託した。<sup>3)</sup> このように政府の銀行としての地位は極めて強固であったといえよう。

(2) 「銀行の銀行」について、通常今日の中央銀行論において「銀行の銀行」という用語を用いる場合、例えば日本銀行を例に挙げれば、同行が「対民間業務として、民間の普通銀行、その他の金融機関と預金取引、貸出取引、債権売買取引及びその他の付随取引を行う<sup>4)</sup>」ことをして、日本銀行が「(民間の)銀行(にとって)の銀行」であるという言い方をする。そしてその場合、その前段に「発券の独占」が存在し、その後段に「最後の貸し手」機能が存在することが暗黙裡に規定されており、その前後の関係を以て金融政策の円滑な運営が期待されるのである。これに対して、われわれが対象とする第二合衆国銀行の場合、1816年の設立時点ですでに246の州法銀行が存在し、さらに、同行に発券の独占は認められず、従ってそれぞれの銀行がそれぞれの銀行券を発行し続けるという状況から出発しなければならなかった。この条件のもとでは、基本的には合衆国銀行と州法銀行とは互いに競合する「銀行と銀行」であって、「銀行の銀行」

1) *Ibid.*, pp. 216-19.

2) Catterall, *The Second Bank of the United States*, pp. 453-54.

3) マイヤーズ、前掲書、113頁。

4) 川口慎二『現代金融政策論』東洋経済新報社、1973年、80頁。

とはなり得ない。しかし、それでもなお、公的銀行として「健全かつ統一的通貨」を供給しようとする限り、他の州法銀行の存在をそのままにしておくわけにはゆかず、なんらかの統制を加える必要があった。そして、その統制は、「時に<sup>1)</sup>に応じて州法銀行券の兌換請求を行う」という極めて単純な方法によって実行された。この点について、ギャラティンは次のように述べている。「その方法は、支払いの能力のあるあらゆる銀行の銀行を受け取りその残高が過大にならないように時々〔正貨〕支払いを要求することにある。……特別の注意・警戒が必要とされ、かつあくまで断固として、しかも正当な忍耐を必要とするこの操作に当国の通貨安定はもっぱら依存している<sup>2)</sup>と考える」そして、その規制方法を実行する場合、合衆国銀行は、州法銀行に対して債権者たる地位にあることを必要とする。これは、今日の中央銀行が、民間銀行による中央銀行預金を通じて、すなわち民間銀行に対する債務者の地位を通じて通貨の統制を行うのと全く対照的である<sup>3)</sup>。つまり、第二合衆国銀行は、今日的な「銀行の銀行」という関係とは全く逆に、「(中央銀行=第二合衆国)銀行の銀行」として州法銀行を利用することによって通貨の統制を実行したのである。

(4) 「最後の貸し手機能」について、19世紀の前半のイギリスにおいてすでに完成していた地方銀行からロンドン所在の銀行とビル・ブローカーをへてイングランド銀行へと至る商業信用に基礎を置く信用連鎖の存在は、イングランド銀行を必然的に「最後の貸し手」として機能させることができた。しかし、同じ時期の合衆国金融市場においてそのような信用連鎖は存在せず、従って第二合衆国銀行がそのような機能を発揮し得ないことは、かつての第一合衆国銀行の場合と変わらない。ビドルは、地方銀行への貸付にあたっては確実に流動性の高い保証を求め、再割引のかたちで貸付を行うことにはきわめて慎重で

1) 片山貞雄『ドルの歴史的研究』ミネルヴァ書房、1967年、76頁。

2) A. Gallatin, *Considerations on the Currency and Banking System of the United States*, 1831, reprinted in *the Writings of Albert Gallatin*, ed. H. Adams, Vol. 3, 1879, p. 336. 片山、前掲書、77頁で引用。

3) 片山、前掲書、77頁。

あったという。<sup>1)</sup>ここに、「最後の貸し手」という発想は見受けられない。また、前述の1817年における正貨支払いの再開に関する東部諸都市の州法銀行との合意内容においても、「緊急時における相互支援」が申し合わされているに過ぎず、州法銀行が第二合衆国銀行に一方的に依存するという関係ではなかったことが窺える。

(5) 「金融政策の運営主体」について。ここでは、「公開市場操作」と「公定歩合操作」について検討しておこう。<sup>2)</sup>合衆国銀行においては、毎年200万ドルまでの国債の売却が認められていたが、その購入は特許状によって禁止されていたので、国債を通じた公開市場操作は不可能であった。また、「公定歩合操作」についても、特許状により割引率の上限が6%と定められているためにその実施は不可能であった。また、それ以下の水準で割引率の変更が行われることがあっても、それは自行の営業上の必要から行われたに過ぎず、合衆国金融市場を通じて合衆国経済の景気を左右しようという発想はなかったと思われる。<sup>3)</sup>このような金融政策手段の実施は不可能であったが、だからといって、第二合衆国銀行に金融政策の運営主体としての意識が全くなかったわけではない。例えばビドルは、チーフス時代の金融引き締め策が西部や南部で第二合衆国銀行に対する非難の対象になっていることを知り、通貨供給増大を図った。すなわち、内陸部の各支店に対して1819年以前には認めていた支店単位での銀行券発行を再開し、内国為替手形の購入に限ってこの使用を認めることによって、地方での貸付制限を緩和するという資金供給の緩和措置を通じて、不況回復措置を実施した。他にも、ジョーンズ時代には盛んに行われていた合衆国銀行株式を

1) F. Redlich, *The Molding of American Banking, Men and Ideas*, Hafner Publishing Company, 1951, p. 125. 高橋克巳『アメリカにおける手形割引市場の形成について (1)』『東北学院大学論集 経済学』第83号, 1980年, 53頁。

2) 金融政策の手段としては、この2つ手段の他に「支払い準備率操作」を挙げることができるが、これは、1930年代に合衆国ではじめて採用された手段であり、本稿の対象とはならない。川口, 前掲書, 96-97頁。

3) 特許状, 14項の9. Holdsworth and Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, p. 275.

担保とする貸付は長期化の傾向があるのでこれに反対し、流動的な為替手形への投資を促進することによって、景気の状態に応じた信用調節の実行に備えた<sup>1)</sup>。

このようなかたちで、とくにビドルの時代を中心にして第二合衆国銀行は、与えられた条件の中でかなりの程度中央銀行機能を果たし、合衆国経済に少なからず貢献したと考えられる。しかし、それにも関わらず、おそらくは経済的理由ではなく政治的理由によって、同行は1836年に特許状の更新を拒否された。いわゆる「銀行戦争」の内容は本稿の直接的な対象ではないのでその詳細は割愛するが、廃止へと至る経過の概要は以下のとおりである。

1829年12月、ジャクソン (A. Jackson) 大統領は、彼の就任最初の教書において第二合衆国銀行の合憲性と利便性に関する疑念を表明した。そして「通貨の状態がいまだかつてないほどに良く、また、その後30年間のそれよりも、いっそう良かった時期に<sup>2)</sup>」、当時において、同行が健全かつ統一的な通貨の確立に失敗したと付け加えたのであった。1830年には下院、上院の各委員会においてジャクソン大統領の疑念に関して調査が行われたが、両院は同行を支持した。その後、1832年1月に特許期間の満了を待たずに同行は特許更新を出願した。更新に関する議案は上下両院を通過したが、同年7月にジャクソン大統領は拒否権を行使した。そして同年秋には大統領選挙が実施され、ジャクソンが再選したので結果的に彼の方針が支持されたかたちとなった。同年12月からジャクソンは政府資金の同行への預託を問題視するようになり、1833年9月には実際に同行の政府資金を引き揚げて複数の州法銀行に分散して預託した。こうして、第二合衆国銀行は「1832-33年には早くも通貨の取締役ではなくなった。<sup>3)</sup>」そして、1836年に同行は特許期間を満了した。ハモンドは、ビドルの就任期間

1) 楠井敏朗「ビドルとジャクソン—近代の研究を中心とした一覚書—」『横浜経営研究』（横浜国立大）、10巻、3号、96頁。

2) マイヤーズ、前掲書、116頁。

3) Catterall, *The Second Bank of the United States*, p. 451. また、Hammond, *Banks and Politics*, p. 394も参照。

の後半、1830-36年の期間を「中央銀行業が政治によって打破されてゆく時代<sup>1)</sup>」と表現した。

#### IV. おわりに

本稿では、先ず、第一合衆国銀行が廃止され第二合衆国銀行が設立されるまでの経過を概観した上で、第二合衆国銀行の基本構造を把握し、これを第一合衆国銀行と比較した。さらに、その基本構造のもとで、第二合衆国銀行が中央銀行としてどの程度の機能を有していたかについて検討を行った。

第二合衆国銀行もまた、第一合衆国銀行と同様に、中央銀行としての基本条件を欠いた中で、英米戦争によって疲弊した合衆国経済の回復に寄与するべく、健全かつ統一的な通貨の供給に努力した。とりわけ、「中央銀行家」としてのビドルの存在が果たした役割は大きい。なお、冒頭で提起した1837年恐慌との関連性については、本稿を通じて第二合衆国銀行が州法銀行の発券業務を中心とする経営全般をかなり有効に統制していたことが理解できたことから、第二合衆国銀行の1836年における解散は、その後の南部を中心とする州法銀行における不健全な経営を許容する一因となり、従って、その結果1837年恐慌をより厳しいものにしたと考える。第二合衆国銀行が中央銀行機能を有していたかどうかについて、過去の研究は、それを全く否定するものから、逆に当時のイングランド銀行以上に機能していたとするものまで様々の見解を示しているが、「いずれにせよ合衆国において、中央銀行機能は1825年までには明らかに世界各国におけると同様に明瞭に認識され、みごとに遂行された。それは、一世紀後に遂行されたより明瞭にまた見事になされた<sup>2)</sup>と述べたいのである。」というハモンドの結論が妥当であろう。

ところで、本稿の前半において、第一合衆国銀行と第二合衆国銀行とを特許状の条文に基づいて比較したときに、われわれはその段階で「第二合衆国銀行

1) *Ibid.*, p. 300.

2) *Ibid.*, p. 324-25. 片山, 前掲書, 80頁で引用.

は、イングランド銀行を模倣したハミルトン案に基づく第一合衆国銀行の再建に過ぎない」というさしあたっての結論に到達していた。そして、後半においては、そこからさらに進めて、第二合衆国銀行の実際の運営を個々の条件に分類して検討を加えた。しかし、第二合衆国銀行の中から第一合衆国銀行とは明らかに異なる特徴を抽出することはできなかつたように思う。従って、恐らくは比較的資料が豊富であるといった現実的な理由や、ビドルとジャクソンの政治的対立への関心のために、これまで第二合衆国銀行を対象とした研究の方が第一合衆国銀行を対象とした研究よりもはるかに蓄積量が大いのであるが、むしろ合衆国経済史上における画期的存在ということからすれば、第一合衆国銀行を第二合衆国銀行以上に高く評価すべきであろうと考える。

(関西学院大学商学部専任講師)